

宮井さんをしのんで

佐 藤 義 彦

今日（注・昭和五五年一月九日）このような場所（注・同志社大学礼拝堂）で「故宮井忠夫教授の人と業績」というテーマでお話をすることになろうとは夢想だにしていなかつたのですが、大変残念なことに、宮井教授は昨昭和五四年一月二二日に忽然として我々の前から去つてしまわれました。宮井教授のお人柄などを思いつくままお話をさせていただき、皆様方とともに追悼のひとときを過させていただきたいと思います。

宮井さん（本来「宮井教授」というべきなのでしょうが、これではどうも他人行儀で感じがでないので、いつも呼んでいたとおり、「宮井さん」と呼ばせてもらうことにすることをお許し下さい）を語る場合には、同志社大学教授という地位に基く教育者としての側面および研究者としての側面ならびに京都家庭裁判所調停委員としての実践家たる側面を忘れてはならないと思うのですが、宮井さん御自身は、これらの三つの立場につき、意識的にその力点の置き方を変えておられたように思います。つまり、先ず教育者であり、次いで研究者であり、余裕があれば実践を行ふと考えておられたよう思います。

口癖のように言つておられたのですが、「研究者であるか教育者であるかの選択をせまられるときはちゅうちょな

く教育者であることを選ぶ」、「研究者として何の業績をあげることができなかつたとしても、教育者として何らかの寄与ができれば本望である」という言葉がそのことを雄弁に物語っています。宮井さんはまた我々教員が助手→専任講師→助教授→教授と昇進してゆく場合の判断に際しても、研究業績の評価にあまりにも重点をかけすぎるといわれ、もつと教育方法・教育態度・教育効果に関する評価を加味すべきである、というのが持論でした。

そして、宮井さんは、口先だけではなく日常生活においてもその持論を実行しておられました。その第一は、授業に対する準備の完璧さにあります。毎年二月頃になりますと、次年度担当の講義科目と授業曜日が確定するわけですが、宮井さんはすぐさまカレンダーで自分の担当する授業が何回になるかを調べ、たとえば四月一三日、二二〇日、二七日、五月四日といった工合にカードに書き留めてゆきます。そして、第一回目四月一三日にはどこからどこまでの範囲を講義し、第二回目四月二二〇日にはどの箇所についてしゃべるという予定表を作ってしまわれるのです。これだけのことであれば、特に取り上げて申し上げるほどのこともないかも知れないのですが、宮井さんの面目躍如たるところは、講義日のうち学生がストライキをしそうな日、学会の開催されそうな日などには印をつけておき、その日は通常の授業は予定せず、講義科目と関連する特定のテーマについて若干くわしい説明を用意しておられるのです。また、前期と後期のそれぞれ最終講義日は予備日ということになつております。これは、予定していた授業が突発的な事情で欠けた場合のためにとつておかれる日なのですが、宮井さんはほとんど休講されないので、この予備日がしばしば余つてくるのです。私などは、こういったときはこれ幸いとばかり休講にするのですが、宮井さんは、休講にはせず、こういった場合のためにも特別な授業を用意されます。

このように、新学期が始まるまでに年間の予定が全部確定してしまうのですが、授業の範囲も、民法総則であれば

第一条から第一七四条ノ二まで、親族・相続法であれば第七二五条から第一〇四四条までというように全範囲に及ぶというのが宮井さんのやり方でした。このような方法の是非については実は私は疑問をもっており、担当科目の最初から終りまで全部について詳細に講義することができない以上、重要と考える若干の箇所について詳しく講義し、その他の箇所は思いきってカットするほうがよいのではないかとしばしば議論しあったのですが、宮井さんは、学生が民法を理解するには何度も教科書・参考書を読まなければならぬが、その場合、授業で一度聞いた箇所を本で読むのと、一度も授業で聞いたことがない箇所を読むのとでは、その理解度に大きな差異がでてくるから、授業では全範囲にわたって講義すべきだというのが持論でした。

毎回の授業はかならず定刻に開始されました。そのため教室へは数分前に着いておられて、授業開始のベルとともに講義を始めるというのが宮井さんのやり方でした。宮井さんの説によれば、仮に授業の開始が五分遅れると、学生は次回からその分だけ教室へ遅れてくるようになるのみならず、次第に十分、十五分遅れてくる学生が増え、授業中の入室者のため授業が妨害されてしまうというのでした。定刻開始を守るために昼食をとることができなかつたり会議を中止したり宮井さんは相当いろんなことを犠牲にしておられましたが、特に授業が一講時目にあるときは、遅くとも授業開始の一時間前である八時には学校へ来られるのが常でした。私が定刻開始は理解できるが、それにしても早すぎるのでないですかと質問すると、学校へ到着してすぐに授業へかけ込むのはいやだから煙草を喫う時間の余裕を見込んであるのだ、という返事なのです。一時間以上も煙草を喫う筈はないでしようとしてこくくいさがつたところ、宮井さんは本当は言いたくなかったようですが、万一授業中に用便がしたくなつたら困るし、そうでなくとも、用便がしたくなつたら困るなと思いながら授業をするのでは満足な授業にならないので、一時間あまり研究室

で煙草を喫い、ゆっくり用便を済ませてから授業にでるのだ、ということでした。

授業方法もいろいろと研究しておられました。声量・発声法の練習、マイクがある場合のマイクのもつとも効果的な使用法などのほか、板書する場合における教室の大きさに応じた字の大小などについてもいつも意を用いておられたことを思いだします。授業中も、学生が退屈するのを防ぐため、その折々に話題となつた事件や有名な裁判などを例にだしてしゃべられるのが常でしたが、宮井さんがなくなられたあと研究室の整理をしておりましたら、週刊誌や新聞記事の切り抜きが貼られたスクラップブックが沢山出て参りました。授業中何気なく話されるゴシップ記事の紹介なども、よく準備されたものであつたことを知った次第でした。

講義がこのようによく準備されておりかつ学生によく理解できるように話されるものですから、宮井さんの人格をしたつて集る学生が多く、宮井ゼミはいつも人気ゼミの一つであったことは皆さん御承知のとおりであります。卒業後も、宮井ゼミOB会を結成して毎年一回多数の卒業生が集まる機会がもたれていきましたが、宮井さんはこの会合に出るのをとても楽しみにしておられました。数年前に宮井ゼミOB会の旗を卒業生が作ってくれたといって目に涙をためて私に話しておられたことを思い出します。ゼミ生の結婚式に出ることも大変楽しみにしておられましたが、宮井さんはここでも一工夫しておられました。結婚祝にはその時々に売っている最高級のアルバムを贈られるのです。人により時に応じてお祝いの品物を変えると、知らず知らずのうちに同じクラスの友人間でも価額などに違いが出てきて不公平になることがあるし、万一卒業生が友人に贈られた品物と自分に贈られた品物とを比較するようなことがあっては困る、というのがその理由でした。

教育者としての宮井さんの御紹介はこの程度にして、次に研究者としての側面についてお話したいと思います。た

宮井さんをしのんで

だいま申しましたように、宮井さんは教育者としての自分を強く意識しておられたため、印刷された業績のうちかなり多くのものは学生を対象にしたものであります。大学の先生方は、多くの場合、学生をその主たる読者とし、通説・判例の紹介をその主たる内容とするいわゆる「演習物」を書くことはあまり好まれないものですが、宮井さんは、大学教授の職責は先ず教えることにあるという信念から、依頼された原稿は断らないという原則をかたくなに守つてこられました（もともと、ごく晩年はこの原則も少しくずれてきていましたが……）。宮井さんの主著である「家族法教室」（昭和五三年・有斐閣刊）は、右のような立場から書かれたものであります。これについては後から加藤教授のお話が予定されていて、私は割愛させていただきます（注・その後昭和五五年に、大蔵省印刷局から、「結婚と離婚」という書物が出ましたが、これも「家族法を語る」というテーマで連載されたものをまとめたものであります）。

研究者としての立場から書かれたものは、大きく二種類に分けることができると思います。宮井さんが終生のテーマにしたいと考えておられたのは、実体家族法と手続法ということだと思います。ここで「手続法」というのは、単に裁判手続法、つまり人事訴訟手続法や家事審判法、家事審判規則のみならず、戸籍法などをも含んだ意味で宮井さんは用いておられるのですが、そのような手続法と実体（家族）法とを同等の立場からながめて考察してみよう、というのであります。宮井さん御自身は、「未だ暗中模索である」といつておられましたが、宮井さんの方向が出ているものとして、「非嫡出子の氏の変更—許可審判の基準を中心として—」（実体法と手続法の交錯（上）三四二頁以下）を御紹介したいと思います。

御承知のように、民法第七九一条第一項は、「子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができる」と定めており、戸籍法第一〇七条第一項は、「やむを得ない事由に

よつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならぬ」と定めています。一般にはこの両条の規定はその趣旨を全く異にする相互に関係のない規定であるというふうに理解されていますが、宮井さんは、これらの規定がいずれも「家庭裁判所の許可」を必要とすると定めていることから、家庭裁判所の改氏に関する審判例の検討を通じて、両法条の関係、特に婚姻家族が反対している場合の評価が両者において全く無関係になされているか否かを調べられたのであります。詳細については省略させていただきますが、民法第七九一条第一項による許可に際しては、改氏を求める者の感情利益と改氏に反対する者の感情利益とのいずれを重視するかによつて相異なる結論が出てきていることを確定された後、このような感情利益を許可基準とすることは、許可・不許可いずれの結論をとるにしても、いずれにせよ「イエ」的なものを求める旧法意識を温存することになるので、裁判所としては、このような感情利益を問題とすべきではなく、子の側の改氏によつて得られる生活上の利益、実質的な便益を重視すべきである、といわれます。そして、そうだとすれば、その許可基準は、戸籍法第一〇七条第一項による許可基準と極めて接近することになるとされ、民法第七九一条第一項は戸籍法第一〇七条第一項の特別規定と考えられないだろうか、という疑問を出しておられるのであります。

その他、実体家族法と手続法との交錯関係について書かれたものとしては、「遺産分割の前提問題にかんする紛争と家事審判」（民商法雑誌五三卷三号）、「偽名（第三者の氏名）による婚姻について」（私法三〇号）、「協議離婚について」（太田武男編・現代の離婚問題所収）などがありますが、具体的な内容の紹介は省略させていただきます。ただ、これらにかぎらず宮井さんの書かれたものすべてに通じていえることは、学説・判例をたん念に検討された後自己の見解を極めてひかえ目にされることおよび御自身の見解はいずれも極めて妥当な結論であり、「思いつき」や特異な

結論とは程遠いといふことあります。御自身は、「自分は」わがりだから」といつておられましたが、温存なお人柄が書かれたものにもよく出でているように思います。

宮井さんの研究者としての立場から書かれたもう一つの分野としては、ドイツ家族法に関する一連の紹介論文があります。宮井さんは、これらの紹介論文を書くに際して、ドイツ法をドイツ法として紹介するのでもなければ、ドイツ的な論理的思考方法を日本法の解釈方法に導入しようとするのでもなく、むしろ、ドイツ法による妥当な結論を日本法の解釈に導入できなか、という観点に立っておられたように思います。それゆえ、ドイツ法の紹介は常に日本法を念頭に入れてなされていました。たとえば、ドイツ法で *Aufhebung der Ehe* という言葉が出てまいります。わが民法の「婚姻の取消」にほぼ該当いたします。この言葉を日本語に訳そうとするとき、宮井さんはちゅうちょなく「婚姻の取消」と訳されました。ところで、一般的に「(法律行為の)取消」に該当するドイツ語としては、*Anfechtung* という語があるのですが、ドイツの教科書を読んでみると、*Anfechtung* とは、法律行為の効力を当初から、つまり溯及してなかつたものにすることを意味する語であるらしいが、婚姻の「取消」は溯及効がなく、その時点以後について効力をなくすにすぎないから、*Anfechtung* に代えて *Aufhebung* という語を使用しているのだというような説明がでてまいります。そうだとすると、この場合は、「婚姻の取消」と訳したのでは概念の混同をきたすおそれがあるから、「婚姻の廃止」とでも訳したらどうかとも思つのですが、宮井さんは、日本語訳というのは日本人にわかつてもらうための作業であり、「婚姻の廃止」ではなんのことかわからなくなる。また、わかつてもらうために注釈や説明をつけると叙述が複雑になってしまふ、と主張されたのでした。

私に与えられた時間も大分超過していますので、最後に宮井さんのドイツでの生活の一端を御紹介してみたいと思

います。

宮井さんは、二度ドイツ生活を体験なさつておられます。一度目は、一九七三年七月二八日から一九七五年七月二九日までの二年間、ドイツ・ミュンヘン大学比較法研究所において、「家族法及び家事裁判の比較法的研究」に従事されました。二度目は、一九七八年六月二八日から同年九月二一日まで、「都市化に伴う婚外男女関係の多様化と事実婚の保護に関する研究」のためミュンヘンおよびその他の都市へ調査にでかけられましたが、このときほぼ全行程を御一緒させていただき大変楽しい思い出になりました。その際に感じたことなのですが、宮井さんは、「言葉」というものに非常に興味をもつておられました。御本人は「現地語主義」と称しておられましたが、たとえばロンドンでは英語だけ、ローザンヌはフランス語、おどろいたことに、ベニスではイタリア語で話そうとされるのです。いくら宮井さんとてイタリア語がうまくしゃべれるはずがなく、相手のイタリア人が「あなたは英語がしゃべれますか?」と助け舟を出してくれても、強情にイタリア語で話そうとされるのです。宮井さんの説明によると、現地の言葉でなければ現地のことはわからないということでしたが、私はむしろ宮井さんは言葉そのものに興味があると感じました。二人で南ドイツのコツヘルという田舎町でドイツ語学校（ゲーテ・インスティチュート）に入っていたときも、宮井さんは常に必らず一番前の先生の面前に席をとつて、文法、同義語・異義語など語学の勉強に一生懸命でした。

現地人（外国人）とのとけ込み方にも「宮井方式」とでもいうべき独特の方法がありました。たとえば食事の席で見知らぬ外国人と同席すると、宮井さんは先ず彼がどこの国の人かを尋ねたうえ、ビールのジョッキをつかんで、その国の言葉で「乾杯！」とやるのです。宮井さんは、「乾杯」という言葉と「ありがとう」という言葉はどの国の言葉ででも言えるように私には思われました。たまたま同席者の国の言葉で「乾杯！」とやれなかつても、宮井さんは抜

け目なく「あなたの国では『乾杯』はどう言うのか?」と質問したあとで、今教わったばかりの言葉で「乾杯!」とやるのですから、いっぺんに仲良くなってしまうという訳です。また、これは当然といえば至極当然のことなのですが、宮井さんは、日本を出発するとき、私と一人だけのときは別として、一人でも外国人が傍にいるときは絶対に日本語をしゃべらないようにしよう、と提案されました。外国語が不得手だから、外国人がそばにいるときでも、日本人に対してはつい日本語でしゃべってしまうという悪いくせを多くの日本人が持つており、これが「日本人はいつもグループを組んでいる」と評価される源となっていることをよく知つておられた宮井さんの提案に、私もついうかり賛成したのですが、宮井さんはこの約束を実に厳格に守り通されました。あるアメリカ人などは、ドイツ語を勉強中のアメリカ人友人に對し、「宮井を見習え。彼は佐藤と話すときにもドイツ語で話している。のようにしなければドイツ語は上手にならない」と忠告しているほどでした。ドイツ語学校から二泊三日のバス旅行をしたときも、私達は話し合つて別々の席に坐ることにしました。なんでもないことのようですが、バス旅行の間中隣りに坐つた外国人学生とドイツ語だけで歓談するのは非常な苦痛なのです。一時間ほどのことであればなんとか座がもつのですが、それ以上になると何をしゃべつたらよいかわからなくなってしまい、つい黙り込んでしまうものですが、せっかくドイツまできて日本人同士が、日本語で話し合つても意味がない、外国人と仲良くなろうではないか、というのでした。

宮井さんは、ドイツ語学校では最年長者の一人でしたが、卓球大会、水泳、サウナ、バス旅行、遠足、ダンスパーティなどの行事には欠かさず参加し、ミュンヘンではかつて生活しておられた頃に通つた料理屋めぐりなどドイツ生活を十分に楽しめたと思います。ただ、今になって振り返つてみると、オーバーペースだったくらいはなくもなく、これが今回の悲しい出来事と結びついたのではないかとも思われ、その責任はあげて同行した私にあると考える

と、配慮の足らなかつたことを恥じるほかないのですが、私にとつての救いは、「宮井さんはドイツで本当に幸せだった」という確信がもてることです。

思いつくままとりとめもなく宮井さんの思い出を語らせていただくうち悲しみが一層深くわいてまいりました。これで終らせていただきたく思います。宮井さんの御冥福をお祈りいたします。